中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する投資計画の確認申請書

令和○年○月○日

経済産業大臣　殿

　中小企業等経営強化法第１７条第３項並びに同法施行規則第１６条第１項第４号及び第２項第４号の規定に基づき、下記の投資計画について確認を受けたいので申請します。

記

１　事業者の名称等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者及び代表者名 | 株式会社　中小工業　（法人番号　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  　代表取締役　中小　太朗 |
| 所在地 | 東京都千代田区霞ヶ関１－３－１ |
| 事業内容 | 自動車部品製造業 |

２　経営支援集約化設備の導入の目的

|  |
| --- |
| ①当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自のプレス加工技術による車体部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。  コロナ禍で自動車生産量は一時的に落ち込みを見せたものの、カーボンニュートラルの潮流の中で、EVなど新エネルギー車の需要が高まっており、足下では新車販売台数も回復基調にある中で、当社の月次生産量もコロナ前と同程度の水準まで回復している。今後は新エネルギー車用部品を中心に受注増が予想される一方で、産業構造の転換に伴い競争が激化する見込み。  ②このような状況の中で、競争力を確保し、製品の高付加価値化を進めるべく、独自のプレス加工技術を有する株式会社経産工業の株式を取得し、子会社化を行う。これにより、経産工業社の有するプレス加工技術を当社の工程で用いることで、製品の軽量化が図られ、加工工程の複雑化に伴う加工賃の増加、発注の増加に繋がる見込み。  ③既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、経産工業社の加工技術を活用することが困難なことから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、経産工業社の技術を活用できる最新の生産設備への入替えを計画している。最新のプレス機械、油圧ハンマーの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善による製造原価の低減や、より高付加価値な製品の製造を図り、当社の強みである軽量フレームの国際競争力を強化することを目的とする。 |

　投資計画の概要について要約的に記載する。①まず、申請事業者を取り巻く経営環境についての概況を記載し、②今般の計画において経営資源の集約化（Ｍ＆Ａ）を実施する目的及び必要性を記載し、③その後、当該計画において経営支援集約化設備等を導入する目的及び必要性を記載する。

３　経営力向上設備等の導入を行う場所の住所

　A工場：東京都練馬区○－○－○

４　経営資源集約化設備が事業者の事業の改善に資することの説明

|  |
| --- |
| 子会社化を行う経産工業社の加工技術を最大限に活用し、より軽量化されたフレームを生産することを目的とする。具体的には、既存設備では、フレーム部品年間生産量が１，００トンであり、歩留り率は９５％に留まっている。  これらの抜本的な改善を目指すため、このたび、最新のプレス機械の導入により時間あたり生産量を年間１０％向上、歩留り率を４％改善することを目指すとともに、軽量フレームとしてより高い販売価格にて取引を行うことで、売上高を５％改善させる見込み。 |

経営資源集約化設備がどのように経営資源の集約化や事業改善に資するかという内容を記載。（例えば、自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造するための設備の導入による販売単価の上昇、原材料の仕入れ・製品販売にかかる共通システムの導入による販管費の削減の内容等を説明。）

５　設備投資の内容

　　別紙

６　基準への適合状況

別紙提出資料

（１）登記簿謄本の写し（個人の場合、税務申告書等の事業実施を確認できる書類）

（２）貸借対照表・損益計算書（直近１年分）

（３）対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。

例えば、導入しようとする設備が、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所（工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの。建物図面等、当該設備を特定する情報を記載した資料等）、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。

（４）投資計画の分かる資料（本申請書の根拠となる資料）

代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に係る投資計画又はそれに代わるもの（稟議書、取締役会議事録等）、導入する設備の見積り書、設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同様の商品・サービスの過去の実績（1単位当たり売上、製造・販売原価等）、売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料等。

（５）公認会計士又は税理士による確認書